

【研究ノート】

中国共産党19期四中全会決定の一考察

—経済政策の観点から—

田 中 修

はじめに

10月28－31日、党19期四中全会が開催され、「中国の特色ある社会主義制度を堅持・整備し、国家ガバナンスシステムとガバナンス能力の現代化を推進することの若干の重大問題に関する党中央決定」（以下「決定」）が採択された。

この決定は、基本的に政治色の強いものであるが、経済に関してもかなりの言及があるので、本稿では、まず「決定」の起草経緯・背景と全体構造を明らかにするとともに、特に経済政策へのインプリケーションを中心に解説を試みる。

1. 「決定」の起草プロセス

新華社北京電2019年11月5日で公表された、「決定」に関する習近平総書記の説明（以下「説明」）、及び新華社北京電2019年11月6日で公表された「決定」誕生記によれば、次のように進められた。

2019年2月28日 党中央政治局常務委員会会議

3月29日 党中央政治局会議

文件起草組を結成することを決定。組長には、習近平総書記が自ら就任した。

4月3日 文件起草組第1回全体会議

4月7日 党中央は通知を發出し、4中全会の議題について各地方・各部門から意見・建議を徵求。各方面の意見・建議は109件に及んだ。

9月初 党中央政治局會議の決定に基づき、「意見徵求稿」を党の一定範圍（党内老同志を含む）に下達し、意見を求める。意見は118件に及んだ。

9月25日 党外人士座談会

民主諸党派中央、全国工商聯の責任者と無党派人士から、10の發言材料で意見交換

ここまでの意見徵求で寄せられた修正意見は1948件、これに基づき283ヵ所を修正。採用された意見は436件であった。

10月28日 決定「討論稿」を4中全会に提出

4日の討論で、227件の意見が出され、45ヵ所を修正。

10月31日午前 さらに4ヵ所を重要修正。

「誕生記」によれば、この間、文件起草組全体会議2回、党中央政治局常務委員会會議4回、党中央政治局會議2回で「決定」案が審査された。

2. 「決定」の背景・考慮事項

習近平総書記の「説明」では、次のことを考慮したとされる。

(1) これは、「2つの百年」奮闘目標を実現するための重要任務である

社会主義現代化国家を建設し、中華民族の偉大な復興を実現することは、わが党が懸命に求めてきた偉大な目標である。

18回党大会以降、わが党は制度建設をより際立てて位置づけ、「小康社会」を全面的に実現するには、より大きな政治的勇氣と知恵をもって、時機を失うことなく重要分野の改革を深化させ、科学的發展を阻む思想・觀念と

体制メカニズムの弊害を断固として打破し、システムが完備し、科学的に規範化され、運営が有効な制度体系を構築することにより、各方面の制度をより成熟させ、より定型化されたものとしなければならない」と強調した。

党18期3中全会は、初めて「国家ガバナンスシステムとガバナンス能力の現代化の推進」という重大命題を提起し、「中国の特色ある社会主義制度を整備・発展させ、国家ガバナンスシステムとガバナンス能力の現代化を推進する」ことを、改革全面深化の総目標とした。

党18期5中全会は、さらに強調し、「第13次5ヵ年計画期間に、各方面の制度がより成熟・より定型化し、国家ガバナンスシステムとガバナンス能力の現代化が重大な進展をみて、各分野の基礎的制度体系が基本的に形成されることを実現しなければならない」とした。

19回党大会は、今世紀中葉にわが国が富強・民主・文明的で調和とれ美しい社会主義現代化強国となるための戦略的手配を行ったが、そのうち制度建設とガバナンス能力の建設目標は、「2035年までに、各方面の制度がより整備され、国家ガバナンスシステムとガバナンス能力の現代化が基本的に実現し、今世紀中葉までに、国家ガバナンスシステムとガバナンス能力の現代化を実現する」ことである。

党19期2中全会・3中全会は、「わが党がより好く人民を領導し、偉大な闘争を進め、偉大なプロジェクトを建設し、偉大な事業を推進し、偉大な夢を実現するには、国家ガバナンスシステムとガバナンス能力の現代化を推進し、より成熟・より定型化された中国の特色ある社会主義制度の形成に努力しなければならない。これは、わが党が直面する重大任務である」と指摘した。

現在、わが党は中国の特色ある社会主義制度を堅持・整備し、国家ガバナンスシステムとガバナンス能力の現代化推進について系統的に総括し、時代と共に前進して整備と発展を図るという方向性と政策要求を提起する必要がある。

(2) これは、新時代に改革開放を推進・前進させるための根本要求である

改革開放40年余りの歴史において、党11期3中全会は時代を画すものであり、改革開放と社会主義現代化建設の歴史的新時期を切り拓いた。

党18期3中全会も時代を画すものであり、改革を全面深化させ、システムの全体設計により改革を推進するという新時代を切り拓き、わが国改革開放の新局面を創造した。党18期3中全会で提起された336項目の重大改革措置は、5年余りの努力を経て、重要分野とカギとなる部分の改革成果は顕著であり、主要分野の基礎的制度体系が基本的に形成され、国家ガバナンスシステムとガバナンス能力の現代化のために堅固な基礎を打ち固めた。

同時に、これらの改革措置はなお未完成なものがあり、甚だしきは相当長期の時間をかけて実施を必要とするものもあることを見て取らねばならない。我々は既に少なからぬ難題に取り組んできたが、なお多くの取り組まなければならない難題があり、我々は少なからぬ難関を攻略してきたが、なお多くの攻略しなければならない難関がある。我々は、決して歩みを止めてはならず、気を緩め立ち止まるという考えを抱いてはならない。

私は改革開放40周年慶祝大会において、「方向を変えず、道が偏ることなく、程度を減じないことを堅持し、新時代の改革開放をより安定的により遠くまで推進」しなければならないと強調した。これは、すなわち社会主義現代化国家を全面的に建設するという戦略的必要から出発し、改革の全面深化のために一層の手配を行うことが要求されるのである。

過去と比べ、新時代の改革開放は多くの新しい内容と特徴を備えており、その中で重要な点は、制度建設の分量がより重くなり、改革は深層レベルの体制メカニズムの問題により多く直面し、改革のトップダウン設計への要求がより高まり、改革の系統性・全体性・協同性への要求がより強まり、これに応じた規則・制度設計、システムの構築という任務がより重くなるということである。

新時代に改革の全面深化を計画するには、中国の特色ある社会主義制度を堅持・整備し、国家ガバナンスシステムとガバナンス能力の現代化推進を主軸として、わが国の発展の要求と時代の潮流を深刻に把握し、制度建設とガバナンス能力建設をより際立てて位置づけ、各分野・各方面の体制メカニズム改革を引き続き深化させ、各方面の制度をより成熟・より定型化し、国家ガバナンスシステムとガバナンス能力の現代化を推進しなければならない。

(3) これは、リスク・試練に対応し、主動を勝ち取る有力な保証である

古人曰く「天下の勢いは盛んでなければ衰える。天下の治は進まなければ退く」。当今の世界は、百年未曾有の大変局を経験しており、国際情勢は複雑で変化に富み、改革・発展・安定、内政・外交・国防、党・国・軍の統治、各方面の任務の繁雑さと荷の重さは未曾有のものであり、我々が直面するリスク・試練の峻厳さは未曾有のものである。

これらのリスク・試練は、国内から来るものもあれば、国際から来るものもあり、経済社会の分野から来るものもあれば、自然界から来るものもある。我々が重大リスクの防止・解消の堅塁攻略戦に打ち勝つには、中国の特色ある社会主義制度を堅持・整備し、国家ガバナンスシステムとガバナンス能力の現代化を推進し、制度の威力を運用してリスク・試練の衝撃に対応しなければならない。

3. 「決定」の構成

習近平総書記の「説明」によれば、「決定」は15部分から構成され、3編に分類される。

第1編（第1章）は総論であり、主として中国の特色ある社会主義と国家ガバナンスシステム発展の歴史的成果・顕著な優位性を詳述し、新時代において中国の特色ある社会主義制度を堅持・整備し、国家ガバナンスシ

ステムとガバナンス能力の現代化を推進することの重大意義と総体要求を提起している。

第2編（第2章～第14章）は各論であり、中国の特色ある社会主義の根本制度・基本制度・重要制度を堅持・整備し、支えることを提に焦点を絞っている。全体は13章に分かれ、各制度が堅持・強固にしなければならない根本点、整備・発展させなければならない方向を明確にし、かつ政策手配を行っている。

各章の内容は、以下のとおりである。

第2章 党の指導の制度体系を堅持・整備し、科学的執政・民主的執政・法に基づく執政の水準を高める。

第3章 人民を当主とする制度体系を堅持・整備し、社会主義民主政治を発展させる。

第4章 中国の特色ある社会主義の法治体系を堅持・整備し、党が法に基づき国を治め、法に基づき執政する能力を高める。

第5章 中国の特色ある社会主義の行政体制を堅持・整備し、職責が明確で、法に基づき行政を行う政府ガバナンスシステムを構築する。

第6章 社会主義の基本経済制度を堅持・整備し、経済の質の高い発展を推進する。

第7章 社会主義の先進的文化の制度を堅持・整備・繁栄・発展させ、全人民が団結・奮闘するという共同思想の基礎を強固にする。

第8章 都市・農村の民生保障制度を堅持・整備・統一的に企画し、人民の日増しに増大する素晴らしい生活への需要を満足させる。

第9章 共に建設し、共に治め、共に享受する社会ガバナンス制度を堅持・整備し、社会の安定を維持し、国家の安全を擁護する。

第10章 生態文明制度体系を堅持・整備し、人と自然の調和のとれた共生を促進する。

第11章 人民軍隊に対する党の絶対的指導の制度を堅持・整備し、新時代の使命・任務を人民軍隊が忠実に履行することを確保する。

第12章 「一国二制度」の制度体系を堅持・整備し、祖国の平和的統一を推進する。

第13章 独立自主の平和外交政策を堅持・整備し、人類運命共同体の構築を推進する。

第14章 党・国家への監督体系を堅持・整備し、権力運用への規制・監督を強化する。

第3編（第15章）は結語であり、主として中国の特色ある社会主義制度を堅持・整備し、国家ガバナンスシステムとガバナンス能力の現代化を推進することへの党の指導強化について要求を提起している。

4. 総論部分（第1章）

(1) 中国の特色ある社会主義制度とガバナンスシステムの優位性

まず、「中国の特色ある社会主義制度は、党と人民が長期に実践・模索する中で形成された科学的制度体系であり、わが国をガバナンスする全ての政策・活動は、中国の特色ある社会主義制度に基づき展開されており、わが国のガバナンスシステムとガバナンス能力は、中国の特色ある社会主義制度及びその執行能力の集中的な体现である」とする。

そして、「実践が証明するとおり、中国の特色ある社会主義制度と国家ガバナンスシステムは、マルクス主義を導きとし、中国の大地に根付いており、深遠な中華文化の根本的基礎を備え、人民を深く擁護する制度・ガバナンスシステムであり、強大な生命力と巨大な優越性を備えた制度・ガバナンスシステムであり、14億近い人口を有する大国の進歩・発展を引き続き推進し、5千年余りの文明史を有する中華民族が『2つの百年』奮闘目標を実現し、偉大な復興を実現することを確保できる制度・ガバナンスシステムである」とする。

ここでいう中国の国家制度と国家ガバナンスシステムの顕著な優位性

は、次の13点で示される。

- ①党の集中・統一的な指導を堅持し、党の科学理論を堅持し、政治の安定を維持し、国家が常に社会主義の方向に沿って前進することを確保している。
- ②人民を当主とすることを堅持し、人民民主を発展させ、大衆と密接に連携し、人民にしっかり依拠して国家の発展を推進している。
- ③全面的に法に基づき国を治めることを堅持し、社会主義法治国家を建設し、社会の公平・正義と人民の権利を確実に保障している。
- ④全国の一体的把握を堅持し、各方面の積極性を動員し、パワーを集中して大事を成し遂げている。
- ⑤各民族を一律に平等に扱うことを堅持し、中華民族としての共同意識を牢固にし、共同して団結・奮闘し、共同で繁栄・発展することを実現している。
- ⑥「公有制を主体とし、多様な所有制経済が共同で発展する」、「労働に応じた分配を主体とし、多様な分配が併存する」ことを堅持し、社会主義制度と市場経済を有機的に結合し、社会の生産力を不断に解放し発展させている。
- ⑦共同の理想信念・価値理念・道徳観念を堅持し、中華の優秀な伝統文化・革命文化・社会主義先進文化を高揚し、全人民の思想上・精神上的の緊密な一致団結を促進している。
- ⑧人民を中心とする発展思想を堅持し、民生を不断に保障・改善し、人民の福祉を増進し、共同富裕の道を歩んでいる。
- ⑨改革・イノベーション、時代と共に前進することを堅持し、うまく自ら整備し、自ら発展することにより、社会に生氣・活力を充満させている。
- ⑩徳と才能を兼ね備えること、賢く能力のある者を選抜・任命することを堅持し、天下の英才を集めて用い、より多くより優秀な人材を育成している。
- ⑪党による銃（軍）の指揮を堅持し、人民の軍隊の党・人民への絶対忠誠

を確保し、国家の主権・安全・発展の利益を有力に保障している。

- ⑫「一国二制度」を堅持し、香港・マカオの長期の繁栄・安定を維持し、祖国の平和的統一を促進している。
- ⑬独立自主と対外開放を統一することを堅持し、グローバルガバナンスに積極的に参加し、人類運命共同体の構築のために不断に貢献している。

(2) 情勢認識と目標

また、時代情勢認識として、「現在、世界は百年未曾有の大変局を経ており、わが国は中華民族の偉大な復興を実現するカギとなる時期にある。時代の潮流に順応し、わが国社会の主要な矛盾の変化に適応して、偉大な闘争・偉大なプロジェクト・偉大な事業・偉大な夢を統括し、人民の素晴らしい生活への新たな期待を不断に満足させ、前進の道の上にある各種のリスク・試練に戦勝し、中国の特色ある社会主義制度を堅持・整備し、国家ガバナンスシステムとガバナンス能力の現代化を推進するよう更に努力しなければならない」としており、今後の目標としては、次の3段階を提起した。

- ①党成立100年のときに、各方面の制度がより成熟・定型化する上で、顕著な成果を得ている。
- ②2035年に、各方面の制度がより整備され、国家ガバナンスシステムとガバナンス能力の現代化が基本的に実現している。
- ③新中国成立100年のときに、国家ガバナンスシステムとガバナンス能力の現代化が全面的に実現し、中国の特色ある社会主義制度がより強固となり、優越性が十分目の前に現れている。

5. 経済部分（第6章）

ここは、全文を紹介する。

「公有制を主体とし、多様な所有制経済が共同発展する」、「労働に応じた分配を主体とし、多様な分配方式が併存する」、「社会主義市場経済体制」などの社会主義の基本経済制度は、社会主義制度の優越性を体現するのみならず、わが国社会主義初級段階の社会生産力の発展水準に適應するものであり、党・人民の偉大な創造である。

社会主義基本経済制度を堅持し、資源配分における市場の決定的役割を十分發揮させ、政府の役割をより好く發揮させ、新發展理念を全面的に貫徹し、サプライサイド構造改革を主線とすることを堅持し、現代化した経済システムの建設を加速しなければならない。

(1) いささかも動揺することなく公有制経済を強固にし發展させ、いささかも動揺することなく、非公有制経済の發展を奨励・支援・誘導する

公有制の多様な実現形式を模索し、国有経済の配置の最適化と構造調整を推進し、混合所有制経済を發展させ、国有経済の競争力・イノベーション力・コントロール力・影響力・リスク抵抗能力を増強し、国有資本を強く、優れた、大きいものにする。

国有企業改革を深化させ、中国の特色ある現代企業制度を整備し、資本管理を主とした国有資産監督管理体制を形成し、国有資本投資・運営会社の機能・役割を有効に發揮させる。

民営経済・外資企業の發展を支援する健全な法治環境を整備し、親しく清廉な政府・ビジネス関係の政策体系を整備・構築し、中小企業の發展を支援する健全な制度を整備し、非公有制経済の健全な發展と非公有制経済人士の健全な成長を促進する。

各種所有制主体が法に基づき平等に資源・要素を使用し、公開・公平・公正に競争に参加し、同等に法律の保護を受ける市場環境を作り上げる。農村集団財産権制度改革を深化させ、農村集団経済を發展させ、農村基本経営制度を整備する。

(2) 労働に応じた分配を主体とし、多様な分配方式が併存することを堅持する

多く労働すれば多く獲得することを堅持し、労働所得の保護を重視し、労働者とりわけ一線の労働者の労働報酬を増やし、第一次分配における労働報酬のウェイトを高める。労働・資本・土地・知識・技術・管理・データ等の生産要素の貢献を市場により評価し、貢献に応じて報酬を決定する健全なメカニズムを整備する。

税制・社会保障・移転支出等を主要手段とした、健全な再分配調整メカニズムを整備し、税制による調節を強化し、直接税制度を整備し、かつそのウェイトを徐々に高める。

関連制度・政策を整備し、都市・農村、地域、異なる層の間の分配関係を合理的に調節する。第三次分配の役割発揮を重視し、慈善等の社会公益事業を発展させる。

勤労により富裕に至ることを奨励し、合法所得を保護し、低所得者の所得を増やし、中等所得層を拡大し、高すぎる所得を調節し、隠れた所得を整理・規範化し、違法所得を取り締まる。

(3) 社会主義市場経済体制の整備を加速する

ハイレベルの市場システムを建設し、公平な競争制度を整備し、市場参入のネガティブリスト制度を全面的に実施し、生産許可制度を改革し、健全な破産制度を整備する。競争政策の基礎的地位を強化し、公平競争の審査制度を実施し、反独占・反不当競争の法執行を強化・改善する。

公平を原則とした健全な財産権保護制度を整備し、知的財産権の権利侵害への懲罰的賠償制度を確立し、企業のビジネス上の秘密の保護を強化し、要素市場の基礎制度建設を強化し、要素価格を市場が決定し、流動性が自主的で秩序立っており、配分の効率が高く公平であることを実現する。消費者権益の保護を強化し、集団訴訟制度の確立を模索する。

資本市場の基礎的な制度建設を強化し、高度な適応性・競争力・包摂性を備えた健全な現代金融システムを整備し、金融リスクを有効に防止・解消する。

経済ガバナンスの基礎データ庫を最適化する。先進製造業の発展を推進し、実体経済を振興する健全な体制メカニズムを整備する。農村振興戦略を実施し、農業・農村を優先発展させ、国家食糧安全を保障する制度・政策を整備し、都市・農村を融合発展させる健全な体制メカニズムを整備する。地域協調発展の新メカニズムを構築し、主体的機能が明らかで、優位性を相互補完し、質の高い発展を形成する地域経済の配置を形成する。

(4) 科学技術・イノベーションの体制メカニズムを整備する

科学精神と匠の精神を高揚させ、イノベーション型国家の建設を加速し、国家戦略の科学技術パワーを強化し、健全な国家実験室体系を整備し、社会主義市場経済の条件の下、カギ・コアとなる技術の堅塁攻略のための新しいタイプの挙国体制を構築する。基礎研究への投入を増やし、基礎研究、オリジナルなイノベーションを奨励・支援する健全な体制メカニズムを整備する。

企業を主体とし、市場を導きとし、産・学・研究機関が融合した技術イノベーション体系を確立し、大中小企業と各種主体の相互理解の刷新を支援し、科学技術成果の実用化を促進するメカニズムを刷新し、新たな動力エネルギーを積極的に発展させ、標準面のリードを強化し、産業の基礎能力と産業チェーンの現代化水準を高める。

科学技術人材の発見・育成・奨励メカニズムを整備し、科学研究のルールに合致した健全な科学技術管理体制と政策体系を整備し、科学技術評価システムを改善し、科学技術倫理の健全なガバナンス体制を整備する。

(5) よりハイレベルの開放型経済新体制を建設する

より大きな範囲、より広い分野、より深いレベルの全面開放を実施し、

製造業・サービス業・農業の開放拡大を推進し、外資の合法権益を保護し、内資・外資企業の公平競争を促進し、対外貿易の多元化を展開し、人民元の国際化を着実に推進する。

外資の参入前国民待遇にネガティブリストを加えた健全な管理制度を整備し、ルール・規制・管理・基準等の制度型開放を推進する。対外投資を促進する健全な政策とサービス体系を整備する。自由貿易試験区・自由貿易港等の対外開放の高地建設を加速する。

国際マクロ経済政策の協調メカニズムの確立を推進し、直接投資の国家安全審査・反独占審査・国家技術安全リスト管理・実体が不可解なりスト等の健全な制度を整備する。外交面の経済貿易法律とルール体系を整備する。

6. 経済関連部分（第5章・第8章）

(1) 社会主義行政体制整備（第5章）

「政府の職責体系の最適化」の部分を抜粋する。

「政府の経済調節，市場監督，社会管理，公共サービス，生態環境保護等の職能を整備し，政府の権限・責任リスト制度を実行し，政府と市場，政府と社会の関係を整理する。

行政の簡素化・権限の委譲，開放と管理の結合，サービスの最適化を深く推進し，行政審査・許認可制度の改革を深化させ，ビジネス環境を改善し，各種市場主体の活力を奮い立たせる。

国家発展計画を戦略上の導きとし，財政政策と金融政策を主要な手段とし，雇用・産業・投資・消費・地域等の政策が協同で力を発揮する，健全なマクロ・コントロール制度体系を整備する。国家重大発展戦略と中長期経済社会発展計画制度を整備する。

基準が科学的で、規範が透明で、制約が有力な予算制度を整備する。現代中央銀行制度を建設し、ベースマネーの放出メカニズムを整備し、基準金利と市場化した金利の健全な体系を整備する。

市場監督管理・品質の監督管理・安全の監督管理を厳格化し、違法への懲戒を強化する。公共サービス体系を整備し、基本公共サービスの均等化・可及性を推進する。インターネット・ビッグデータ・AI等の技術手段の健全な運用を確立し、行政管理の制度ルール化を進める。デジタル政府建設を推進し、データの秩序立った共有を強化し、法に基づき個人情報を保護する。」

(2) 民生の保障（第8章）

経済に関連した部分を抜粋する。

「人民の福祉増進，人の全面发展の促進は，わが党の「立党は公のため，執政は民のため」という本質要求である。「幼児に保育があり，学問のための教育があり，労働に所得があり，病を診てもらふ病院があり，老いては介護があり，住める場所があり，弱者にはケアがある」等の方面の健全な国家基本公共サービス制度体系を整備し，力を尽くして結果を出し，力量を推し量って実行し，包摂的・基礎的・最低ラインを確保する民生建設の強化を重視し，大衆の基本生活を保障しなければならない。

公共サービスの提供方式を刷新し，社会のパワーが公益事業を立ち上げ，することを奨励・支援し，人民の多層レベルの多様化した要求を満足させることにより，改革発展の成果の恩恵をより多くより公平に全人民に及ぼす。

①より十分でより質の高い雇用に資する健全な促進メカニズムを整備する

雇用は民生の本であることを堅持し，雇用優先政策を実施し，より多い雇用ポストを創造する。健全な公共就業サービスと終身職業技能訓練制度を整備し，重点層の就業支援体系を整備し，起業促進で雇用を牽引し，多

くのルートで柔軟に就業するメカニズムを確立し、就業困難者に最低ライン支援を実行する。就業差別を断固として防止・是正し、公平な就業制度環境を作り上げる。健全な労使協調メカニズムを整備し、調和のとれた労使関係を構築し、広範な労働者の面目が立つ労働・全面発展を実現する。

②全国民をカバーする社会保障システムを整備する

保険対象者は全て保険に加入させる原則を堅持し、都市・農村を統一し、持続可能で健全な基本年金保険制度・基本医療保健制度を整備し、徐々に保障水準を引き上げる。基本年金保険の全国統一制度の確立を加速する。社会保障のポータビリティ、異なる場所での医療費清算制度の実施を加速し、社会保障基金の管理を規範化し、商業保険を発展させる。

脱貧困堅塁攻略戦に断固として打ち勝ち、脱貧困堅塁攻略の成果を強固にし、相対的貧困を解決する長期に有効なメカニズムを確立する。多くの主体が供給し、多くのルートで保障し、賃貸を併用した住宅制度の確立を加速する。」

7. 「決定」の経済政策的意味

ここで、「決定」について、経済部分を中心に、その経済政策的意味を考えてみたい。

(1) なぜ「ガバナンス」か？

これは、習近平総書記の「説明」を見ても分かるように、2013年党18期3中全会の段階で、すでに「国家ガバナンスシステムとガバナンス能力の現代化推進」が提起され、それが改革全面深化の総目標とされていた。今回は、その総目標自体がテーマとされたわけである。

ガバナンスが今回強調されたのは、現在経済に下振れ圧力が増大し、米中経済交渉になかなか進展が見られない状況下で、党内を引き締め、党中

央と全党の核心である習近平総書記の権威を擁護し、党の団結を強化する必要があったからであろう。「説明」によれば、今回の「決定」案の意見徴求は、党の長老からも行っており、これも党の団結を重視したためと思われる。

だが、この時期にガバナンスが議論された背景として、2019年が建国70周年であったことも見逃してはならない。ロシア革命においてボルシェビキが政権を獲得したのは1917年、ソ連が崩壊したのは1991年、政権担当期間は74年である。すでに中国共産党の政権担当期間は、ソ連共産党の担当期間に接近しており、いかにガバナンスを強化し、建国75周年を迎えるかは、党指導層の最大関心事と考えられる。

なお、「誕生記」によれば、テーマが議論されたのは2月～3月であり、この時期には、まだ香港での混乱は発生していない。香港の問題はあとでガバナンスの議論に盛り込まれたものと思われる。

(2) 改革の新たな措置は盛り込まれず

新たな改革措置がこの4中全会で打ち出されなかったのは、「説明」にあるように、党18期3中全会で提起された336項目の重大改革措置が、2020年までに「決定的成果」を出さなければならないとされていたにもかかわらず、「なお未完成のものがあり、甚だしきは相当長期の時間をかけて実施を必要とするものもある」現状では、新規の措置を打ち出すことは困難であったということであろう。

また、これまで改革が停滞したのは、既得権益勢力の抵抗によるものも大きく、これを排除し岩盤部分の改革を進めるには、「説明」にもあるように、強いガバナンス能力が必要とされるため、これが先行して議論されるのは、やむを得ない面もある。新たな改革措置は、第14次5ヵ年計画（2021～25年）の策定過程で検討することになるものと思われる。

ただ、重要なことは、ここで18期3中全会での改革の方針が再確認されたことである。たとえば、「資源配分における市場の決定的役割を發揮させ

る」という表現が再度盛り込まれた。この表現は、18期党3中全会後、2015～16年に改革機運がやや後退した時期には余り強調されなくなっていたが、改めて盛り込まれた意味は大きい。

また、国有企業改革において、国有企業を強大化するのではなく、国有資本を強く、優れた、大きいものにするとし、管理する対象は国有企業ではなく国有資本であることが、2017年の第19回党大会に続き再確認されている。国有企業改革の議論は、これまでも前進と後退を繰り返しており、常に改革内容を再確認する必要がある。

(3) 所得再分配を強調

「決定」では、税制・社会保障・移転支出による所得再分配、税制による所得の調節強化、税制における直接税比率の引上げとともに、「合法所得を保護し、低所得者の所得を増やし、中等所得層を拡大し、高すぎる所得を調節し、隠れた所得を整理・規範化し、違法所得を取り締まる」と、所得再分配を強調している。

習近平総書記は2014年、「中国経済は新常态に入った」とし、成長は高速成長から中高速成長へとダウンしたことを正式に認めた。高成長の際は税収の伸びが高いため、成長のパイの切り分けは、増分の一部を低所得層に回せばよいので、比較的容易である。しかし、経済が中成長に陥ると、増分はもはや望めないで、パイそのものを切り分けざるを得ない。

習近平総書記は、19回党大会において、2035年までに所得格差を顕著に縮小し、21世紀中葉までに「共同富裕」を実現するとしている。これを実現するには、所得再分配政策をこれから本格化することが不可欠となる。

(4) 対米関係の影響

対外開放政策では、より大きな範囲、より広い分野、より深層レベルの全面開放が強調されており、米中経済交渉を意識しているものと思われる。また、保護貿易主義に反対するといった、事実上米国を批判するような表

現も避けられている。

また今回、中国の特色ある社会主義制度の優位性がことさらに強調されているのは、米国やEUの中国批判の中身が、単に貿易・投資といった経済レベルにとどまらず、既に体制批判にまで及ぶ（たとえば、米国ペンス副大統領の演説、EU-CHINA「A Strategic outlook 2019.3.12」）状況下で、改めて自国の体制の優位性を再確認する必要があったからと考えられる。

ただ、この優位性についても、総論で挙げられた13項目が、同時に今後進めていくべき各論の政策と大きく内容がだぶっていることからすれば、今現在、優位性が既に確立しているというよりは、むしろ優位性の形成過程にあるとあってよい。真に、欧米に対抗できる優位性が確立できるかは、今後の課題である。

ここで興味深いのは、今回の優位性は、中華文化・14億余りの人口・5千年余りの文明史・中華民族といった、中国自身の特徴と強く結び付けられており、19回党大会のように、「世界において急速な発展又は自身の独立性を維持することを希望する国家・民族に対し全く新しい選択を提供」といった、世界に通用する「中国モデル」の提起を避けている。これも、米国を刺激することを避けたのであろう。

なお、「社会主義市場経済の条件の下、カギ・コアとなる技術の堅塁攻略のための新しいタイプの挙国体制を構築する」という表現が見られるが、これは米国から中国への最新技術の供与が今後望めなくなるなかで、中国自身が自主的なイノベーション能力強化の必要性に改めて迫られている事情を物語っている。

(5) 「小康社会の全面実現」の意味

「決定」では、全国民をカバーする社会保障システムの整備と脱貧困が重視されている。2020年までに「小康社会を全面的に実現」というのは、党の第1の百年目標であるが、以前は2020年のGDPを2010年の倍にすることとされていた。

しかし、習近平総書記は、2017年の19回党大会において、「経済成長を高速成長から中高速成長に転換する」という従来の成長率中心の考え方を放棄し、「質の高い発展」に転換することとし、同時に農村の脱貧困を3大堅塁攻略戦の1つと位置づけた。この段階で、「小康社会の全面実現」の意味は、GDPの倍増から農村の脱貧困に実質的に転換されたといってもよい。ただ、これだけでは対象は5500万人にとどまるため、同年12月の中央経済工作会議では、「都市の困窮大衆の基本生活の保障・改善」が追加されている。

